

津市立南郊中学校いじめ防止基本方針

平成25年3月策定

平成31年4月改定

1. いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、（スクールソーシャルワーカー）からなる、生徒指導委員会を設置し、週に一回（水曜1限目）情報交換及び共通理解を図る。また、校内人権推進委員会と連携して、いじめの未然防止対策等の立案及び提案をする。

(2) 南郊中学校いじめ防止委員会

生徒指導委員会及び、校内人権教育推進委員、PTA会長、学校医（前川内科院長）、南郊地区青少年育成協議会会長、南郊交番所長からなる、「南郊中学校いじめ防止委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(3) 職員会議での情報交換及び共通理解

毎週水曜日の生徒指導委員会で交流された情報について、月一回の職員会議において、全教職員で配慮を要する生徒の現状や指導等の共通理解を図る。また、重大事態が発生した場合は、緊急の職員会議を開催し、配慮を要する生徒の現状や指導等の共通理解を図る。

3. いじめ未然防止のための取り組み

(1) 学級経営及び教科教育の充実

- 生徒と語り合う時間を増やし、生徒の内面に寄りそう指導を心がける。
- 分かる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような、授業作りや集団作りに努める。
- ライフスキルトレーニングを定期的実施し、生徒相互のコミュニケーション力を向上させる。また必要であればHyper-QU検査やSKK式クレペリン検査等を利用し、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

(2) 人権教育の充実

- 3年間見通した人権教育を実践し、自分を見つめ、自分の思いや暮らしを語ることができる生徒を育成する。
- 仲間の思いに寄り添い、仲間を思いやれる集団を構築し、他者を疎外せずに受け入れる生徒を育て、いじめや差別を許さない生徒及び集団を育成する。

(3) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) 相談体制の整備

- 教育相談期間を各学期に設け、生徒一人ひとりの理解に努める。

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、必要に応じて生徒及び保護者の相談機会を継続的に設ける。
- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める。
 - インターネットやSNSにかかわるモラル教育をする。
- (6) 職員の情報交換と共通理解
 - 週一回の生徒指導委員会において、各学年で起きた問題行動の情報交換を行い、いじめに発展しそうな事案の有無を確認する。
 - 月一回の職員会議において、問題行動の情報交換を行い、共通理解を図る。
- (7) 予防的生徒指導の実践
 - 生徒指導委員会が主導し、問題行動を抑制する予防的な生徒指導の取り組みを実践する。
 - 様々な取り組みを通して、生徒に活躍の場を提供し、生徒の心の安定を図るとともに、いじめや問題行動を未然に防ぐ。

4. いじめ早期発見のための取り組み

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問等により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、津市教育委員会、青少年センター、児童相談所、津南警察署生活安全課、南郊交番、津警察署少年サポートセンターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 生活アンケートの実施

各学期末に、生徒及び保護者に対して「生活アンケート」を実施する。また、「心のアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 教育相談の実施

各学期に1回の教育相談を実施し、担任を中心に全生徒と面談をする。場合によっては副担任や部活動顧問が面談をする。

(4) 校内の巡回指導

休み時間の教室や廊下、トイレを巡回し、生徒の様子に目を配り、交友関係や過度な遊びに発展するからかいや追いかけ合い等の把握に努める。

(5) 連絡帳の指導

毎日の日記を提出させ、生徒の心の変化や悩み等の把握に努める。

5. いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア. いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

イ. いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

ウ. 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、津市教育委員会に速やかに報告する。
- 津市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。また、職員会議を開催し、現状や調査内容等の情報を共有する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。